

## 都城市保育士等就職支援金等支給要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、市内の保育所等における保育人材の確保を推進するとともに、保育の受け皿拡充を図ることを目的として、市内の保育所等に就職する保育士等に対し、予算の範囲内において支援金を支給するものとし、その交付については、都城市補助金等交付規則（平成18年規則第64号）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 保育士等 保育士、幼稚園教諭、保育教諭、看護師、准看護師、保健師、小学校教諭、養護教諭及び子育て支援員をいう。
- (2) 保育所等 市内に所在する法人立の保育所、認定こども園、幼稚園、小規模保育事業所及び認可外保育施設をいう。ただし、企業主導型保育事業、事業所内保育施設、居宅訪問型保育事業（ベビーシッター）及びベビーホテルを除く。
- (3) 幼児教育・保育施設 保育所、認定こども園、幼稚園、小規模保育事業所及び認可外保育施設をいう。
- (4) 常勤 1日6時間以上かつ月20日以上勤務する者で、3年以上の雇用が見込まれるものをいう。
- (5) 非常勤 月80時間以上勤務する者で、3年以上の雇用が見込まれるものをいう。
- (6) 新卒者 保育士等の養成校を卒業して1年未満のもので、幼児教育・保育施設での勤務経験がないものをいう。
- (7) 定住自立圏 都城広域定住自立圏を構成する本市、三股町、曾於市及び志布志市をいう。
- (8) 勤続期間 市内の同一の保育所等に保育士等として勤続した期間（同一の法人が経営する保育所等を異動した場合は、通算した期間）をいう。
- (9) 就職支援金 保育所等に新たに採用された者に対して支給する支援金をいう。
- (10) 継続支援金 就職支援金の支給を受けた者に対して勤続期間に応じて支給する支援金をいう。
- (11) 支援金 就職支援金及び継続支援金をいう。

(支援金の対象者)

第3条 支援金の支給の対象となる者（以下「支給対象者」という。）は、次に掲げる要件の全てを満たす者とする。ただし、この要綱による支援金の支給を受けた者は除く。

(1) この要綱の施行日（新卒者にあつては、令和7年4月1日）以後に保育所等に新たに常勤又は非常勤の保育士等として採用された者。

(2) 市内の保育所等に採用される日から起算して1年以前に、定住自立圏内の幼児教育・保育施設（採用された保育所等の法人が運営する児童クラブその他事業所に保育士等の資格を有して勤務した場合を含む。）に保育士等として勤務したことがない者

(3) 本市の市税を滞納していない者

(支援金の額)

第4条 支援金の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 就職支援金

ア 常勤 200,000円

イ 非常勤 100,000円

(2) 継続支援金

ア 常勤 100,000円

イ 非常勤 50,000円

2 前項第1号の就職支援金は、市内の保育所等に採用された日から起算して1年以内において常勤又は非常勤の区分が変更になった場合であっても、支給額は変更しない。

3 第1項第2号の継続支援金は、市内の保育所等に採用された日から起算して1年、2年又は3年を経過したときに、それぞれ支給同号に規定する額を支給する。この場合において、勤続期間が採用された日の翌日から起算して1年に到達する日までの間、1年を超え2年に到達する日までの間又は2年を超え3年に到達する日までの間に常勤又は非常勤の区分が変更になった場合の支援金の額は、次の当該各号に掲げる変更の区分により、当該各号に定められた区分とする。

(1) 常勤から非常勤 非常勤

(2) 非常勤から常勤 非常勤。ただし、常勤の勤続期間が6月以上の場合は、  
常勤

(勤続期間)

第5条 勤続期間は、1月単位で計算するものとする。

- 2 勤続期間に算入する月の計算において、1月当たりの要勤務日数の半数を超える出勤がある場合は算入し、当該日数以下の場合は算入しないものとする。
- 3 勤続期間において支給対象者が勤務しなかった（以下「休業」という。）期間及び前項の規定により勤続期間に算入されなかった月は、休業期間とし、勤続期間から控除するものとする。
- 4 休業期間は、次表の左欄に掲げる取得事由に応じ、同表中欄に規定する期間を上限とする。この場合において、休業期間を取得しようとする支給対象者は、休業期間届出書（様式第1号）に同表右欄に規定する書類を添えて、速やかに市長に提出しなければならない。

| 休業期間の取得事由 | 休業期間の上限                            | 届出書提出の添付書類  |
|-----------|------------------------------------|-------------|
| 産前産後休業    | 支給対象者が出産予定月から起算して前後2月              | 母子手帳        |
| 育児休業      | 支給対象者の子どもが3歳に到達するまでの期間             | 母子手帳及び就労証明書 |
| 疾病        | 1年を超えない期間で医師による診断書により治療が必要と認められる期間 | 医師が発行した診断書  |
| その他の休業    | 1月                                 | 市長が必要と認める書類 |

- 5 支給対象者が、前項に規定する休業期間の上限を超えて休業する場合は、離職したものとみなす。

（支援金の申請）

第6条 支給対象者は、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

（1） 就職支援金

ア 都城市保育士等就職支援金支給申請書（様式第2号）

イ 雇用契約書の写し

ウ 保育士資格証又は幼稚園教諭免許状、看護師免許証、准看護師免許証、保健師免許証、小学校教諭免許状、養護教諭免許状、子育て支援員研修修了証の写し

エ 履歴書の写し（新卒者は、卒業したことが分かる書類を添付すること。）

オ 住民票（本市に居住の場合は除く。）

カ 通帳の写し等（振込口座が分かる書類）

キ 滞納のない証明書（採用された日から3月以内のものに限る。ただし、

市税の納税状況調査に同意する場合は不要。)

ク 請求書(様式第3号)

(2) 継続支援金

ア 都城市保育士等継続支援金支給申請書(様式第4号)

イ 継続在籍証明書(様式第5号)

ウ 通帳の写し等(振込口座が分かる書類)

エ 滞納のない証明書(勤続期間が1年、2年又は3年を経過した日から3か月以内のものに限る。)

オ 請求書

2 市長は、支援金の支給に関し、支援金の申請をした者に対し、必要な報告又は書類の提出を求めることができる。

(申請の期限)

第7条 申請の期限は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める期限とする。

(1) 就職支援金 採用された日から3月以内

(2) 継続支援金 勤続期間が1年、2年又は3年を経過した翌月から3月以内

(支援金の変更申請)

第8条 第7条の規定により支援金の申請した後、申請の内容に変更等が生じた場合は、速やかに変更申請書(様式第6号)を提出しなければならない。

(支給の決定)

第9条 市長は、申請書の提出があったときは、当該申請に係る書類等の審査及び調査を行い、都城市保育士等就職支援金支給決定(却下)通知(様式第7号)又は都城市保育士等継続支援金支給決定(却下)通知(様式第8号)により速やかに通知するものとする。

2 第4条第1項第1号に定められる支援金の額は、採用後、1年未満で離職した場合は全額返還するものとする。ただし、市長が認める場合はその限りではない。

(決定の取消し)

第10条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、支援金の支給決定を取消すことができる。

(1) 偽りその他不正の手段により決定を受けたとき

(2) 支援金の支給を受けた者又は支援金の支給を受けた者と同一世帯に属する者が暴力団員と判明したとき

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が相当の理由があると認めたとき

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和12年3月31日限り、その効力を失う。

附 則 (令和6年5月14日改正)

(施行期日)

1 この要綱は、令和6年5月14日から施行し、改正後の都城市保育士等就職支援金等支給要綱の規定は、令和6年5月1日から適用する。

附 則 (令和6年7月18日改正)

(施行期日)

1 この要綱は、令和6年7月18日から施行し、改正後の都城市保育士等就職支援金等支給要綱の規定は、令和6年4月1日から適用する。

附 則 (令和7年3月 日改正)

(施行期日)

1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する

(経過措置)

2 この要綱の施行の際、現に改正前の都城市保育士等就職支援金等支給要綱の規定により就職支援金の給付を受けた者（令和6年度中に就職支援金の交付決定を受けた者に限る。）については、改正後の都城市保育士等就職支援金等支給要綱（以下、「改正後要綱」という。）の規定を適用し、1年を経過した時についても、継続支援金の支給対象とする。

(適用区分)

3 看護師、准看護師、保健師、小学校教諭、養護教諭及び子育て支援員に係る就職支援金及び継続支援金の支給は、この要綱の施行以後に採用された者に限って行うものとする。